

【第12期】福岡県感染拡大防止協力金（令和3年9月13日～9月30日）

協力金・要件確認フローチャート

福岡県内の要請対象施設を運営している法人又は個人事業主ですか？

（ネットカフェ、漫画喫茶、宅配・テイクアウト専門、キッチンカー、スーパーやコンビニのイートインスペース、自動販売機、ホテル等の宿泊施設において宿泊客のみに飲食を提供する場合の飲食施設、葬儀場は要請の対象外です。）

はい

当該施設は、営業に必要な許認可を取得していますか？（食品衛生法の飲食店営業許可など）

※飲食店営業許可を受けていないカラオケ店は、「はい」に進んでください。

はい

酒類又はカラオケ設備の提供について、

A 酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店等（カラオケボックスや酒類持込を認めている飲食店を含む）です。

B 酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等です。

A

休業要請（終日、全期間）に応じますか？

はい

協力金の対象
（休業対応）

いいえ

通常の営業時間において、20時～朝5時までの時間帯に営業していましたか？

はい

※上記でAを選択

時短営業（営業時間5時～20時）に応じますか？

はい

酒類及びカラオケ設備の提供を取り止めに応じますか？

はい

協力金の対象
（時短対応）

B

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

協力金の対象外
（申請できません）

※申請内容（添付書類を含む）を審査の上、適正と確認できた場合に、協力金を支給いたします。